

建設防災委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年2月19日（水）午前10時0分～午後0時10分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（建設局）

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第36号議案 | 令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算 |
| 3. 予算第40号議案 | 令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算 |
| 4. 第107号議案 | 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件 |
| 5. 第108号議案 | 市道路線認定及び廃止の件 |
| 6. 請願第4号 | 神戸市緑の基本計画にのっとり、王子公園の自然環境を守ることを求める請願 |
| 7. 報告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

（水道局）

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 予算第44号議案 | 令和6年度神戸市水道事業会計補正予算 |
|-------------|--------------------|

（消防局）

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
|-------------|-----------------------|

（危機管理室）

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
|-------------|-----------------------|

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 伊藤 めぐみ

副委員長 浅井 美佳

委員 岩谷 しげなり

川内 清尚

委員外議員 あわはら 富夫

門田 まゆみ

村野 誠一

味口 としゆき

山口 由美

外海 開三

菅野 吉記

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（伊藤めぐみ） おはようございます。ただいまから建設防災委員会を開会いたします。

本日は、2月18日の本会議で本委員会に付託されました議案及び請願の審査のほか、報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

最初に、委員の定席についてであります。委員構成の変更に伴い、お手元に配付いたしております定席表のとおりといたしたいと存じますので、御了承願います。

次に、本日の協議事項については、追加協議事項を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

なお、令和7年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月27日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際してはその旨をお含みおきいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、こうべ未来さん及び新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 御異議がございませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第4号につきましては、建設局の審査の冒頭に紹介議員であるあわはら議員に御出席いただき、請願の趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、さよう決定いたしました。

次に、請願第4号につきましては、請願者から口頭陳述の申出がありますので、紹介議員の趣旨説明の後に口頭陳述を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（建設局）

○委員長（伊藤めぐみ） これより建設局関係の審査を行います。

最初に、請願第4号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

あわはら議員、発言席へどうぞ。

それでは、お願いいたします。

○委員外議員（あわはら富夫） おはようございます。紹介議員のあわはら富夫です。

請願第4号神戸市緑の基本計画にのっとり、王子公園の自然環境を守ることを求める請願の紹介議員2人を代表して、請願第4号の紹介をいたします。

この請願は、王子公園再整備基本計画に基づき進められている再整備で、相当数の樹木が伐採されることから、公園内の自然環境が大きく損なわれるのではないかとこの思いから、提出されて

いる請願です。

神戸市が国の都市緑地法の第4条で定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を2000年7月に策定、そして2011年3月には、神戸市の基本計画——グリーンコウベ21プランを改定版として公表しました。そこには、神戸が50年、100年後も緑が豊かで輝いている都市、生命に満ちあふれた都市であることを願い、「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」とすることを基本理念にすると記載されております。今回の王子公園再整備基本計画では、多くの点でこの基本計画に基づく視点と明らかに異なる状態が起こるのではないかと請願者は危惧しています。

今回の再整備基本計画での議論で、市は、樹木を伐採する場合には、公園全体の景観が損なわれないよう新たな木を植えるなどの植栽計画や、立体駐車場は景観が損なわれないように壁面緑化による景観計画を検討すると回答しております。しかし、王子公園には幹周り1メートルを超える巨木も多く、巨木を伐採し、同じ程度の数の新木を植えても樹冠被覆率が減少することは明らかです。また、どのような種の新たな木を植えるのかも明らかにされておられません。そして、壁面緑化も緑の景観はつくっても日傘効果は期待できません。

緑の基本計画では、CO₂吸収源を確保し、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性保全につながる緑の在り方が提起されております。今回の王子公園の再整備が、この趣旨に沿った対応になっているのか、市民が知るための情報公開が圧倒的に不足しています。伐採の基準がどうなっているのか。どのような種があり、多様性を持った種の保存をどうするのか。高齢者の健康づくりや子育ての場となる緑ある空間がどう担保されるのか。ヒートアイランド現象を緩和する役割をどれくらい果たせるのか。自然災害の発生防止や防災力の向上に寄与する緑の保全・確保をどうするのか。これら私が投げかけた疑問は、緑の基本計画——グリーンコウベ21プラン第3章に提起されている課題です。請願者は、王子公園再整備基本計画に基づく再整備が、これらの課題に対応した王子公園の自然環境を守るものになっているのか、議会として検証してほしいと請願しております。そして、市民にもその検証ができるように、樹木の保存や移植、樹木伐採予定数、新たな植樹などの植栽計画を明らかにしてほしいと請願しています。

請願の趣旨を説明させていただきましたが、十分な審議をよろしくお願いいたします。

これでもって請願第4号の説明といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 趣旨説明は終わりました。

あわはら議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入ります。

この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、請願第4号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の堀口さん、発言席へどうぞ。

○請願者 おはようございます。灘区の堀口です。

国は、都市における緑地の保全と緑化を推進するために都市緑地法を定め、それに基づいて神戸市は緑の基本計画を策定しました。基本理念は「緑とともに永遠に生き続ける都市」です。その視点として、高齢者の健康づくりや子育ての場としての緑のある空間の必要性、CO₂吸収源やヒートアイランド現象の緩和につながる緑の在り方などが挙げられています。また、自然災害

の発生防止や防災力の向上、安心・安全で誰もが利用できるオープンスペースなど、都市公園の果たす重要な役割が指摘されています。

昨年10月号の広報紙K O B Eに、久元市長は、次のような文を投稿しています。私が望むのは、年々悪化する異常高温に対応する技術です。神戸市では木陰を増やし、ミストを設置し、公園や広場に木材チップや竹チップを入れて地表面の温度を下げる取組を行っています。歩道の舗装面にコーティングをして熱をとどめにくくするとか、異常高温と闘う革新的な技術の登場に期待しています。いろいろと異常高温対策を考えることは結構なことです。しかし、本来、都市公園の基本的役割であるヒートアイランド現象緩和の都市環境の改善、樹木の保全で緑地を確保する、建築物に覆われない公共オープンスペースで防災・減災に貢献する、これらは全て神戸市緑の計画にうたわれていることばかりです。これを実現することこそ、異常高温対策の王道ではないでしょうか。

そこで、樹木伐採問題について要望します。再整備計画によれば、王子公園にある樹木のうち相当数が伐採され、自然環境が損なわれることになっていきますが、基本計画が作成された現段階でも、いまだにどの程度樹木が伐採されるのか分からないままです。昨年2月と6月に伐採予定数について公開請求をしましたが、市は意思決定の中立性が損なわれ得る情報であり、公にしないことが正当であると認められるとして非公開としました。しかし、開示することがなぜ中立性を損なうことになるのか全く理解できません。市民の関心が高い樹木の保存や移植、伐採予定数、新たな植樹などの植栽計画を公表する義務が市にはあると考えますが、いかがですか。

また、今月12日には、良好な景観を維持・向上していくため、公園全体の景観と調和するよう配慮した緑化を検討していくと回答しています。景観はもちろん大切ですが、景観だけの問題でしょうか。仮に樹木の本数が同じでも、巨木と若い木では、樹木の上部にあって、枝や葉の集まった樹冠被覆率は大きく異なります。木々が日傘のように街路を覆う面積が増え、大幅に地表の表面温度が下がり、温暖化防止に役立つ日傘効果は壁面緑化で緑を増やしても期待できません。今、世界の多くの大都市が気候変動に立ち向かおうと樹冠被覆率を高め、C O₂削減に懸命に取り組んでいる流れに、神戸市の計画は逆行しているのではありませんか。

昨年11月議会で、議員から次のような疑問が投げかけられました。大学への土地売却予定区域の樹木について、桜を含め100本以上伐採されると聞くが、緑地の保全や緑化の推進を目指す都市緑地法や神戸市緑の基本計画に反するのではないか。それに対して武田部長の、老木化した木もあると聞いている。新たに植樹し、現状以上本数を確保するという答弁は、あまりにも具体性に欠け無責任です。売却予定区域だけで100本以上も伐採しなければならない老木があるとでもいうのですか。従来のスケジュールを1年も早め、今年6月に土地を大学に引き渡すとする事で、樹木保全の質を問うこと。このことは今や緊急の課題となっています。大学との協議の経過も含め、樹木伐採の基準と数を明確にし、早急に説明してください。

最後に、「緑とともに永遠に生き続ける都市」神戸を目指し、王子公園の豊かな自然環境を守り発展させることを心から願い、私の陳情を終わります。ありがとうございました。

○委員長（伊藤めぐみ） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案5件、請願1件及び報告事項1件について、当局の説明及び報告を求めます。
小松局長。

○小松建設局長 建設局長の小松です。よろしくお願いします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

それでは、委員会資料により、議案 5 件、請願 1 件、報告 1 件につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の 2 ページを御覧ください。

I 予算第32号議案令和 6 年度神戸市一般会計補正予算のうち、建設局関係分につきまして御説明申し上げます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略させていただきます。

1 歳入歳出補正予算一覧表でございますが、補正予算額につきましては、一般会計合計の欄にございますように、歳入が31億1,600万円、歳出が49億2,000万円でございます。

3 ページを御覧ください。

2 歳入予算の説明でございますが、今回補正額の欄にございますように、第16款分担金及び負担金、第 1 項負担金で200万円を、第18款国庫支出金、第 1 項負担金で 4 億4,500万円を、第19款県支出金、第 1 項負担金で6,400万円を、第20款財産収入、第 1 項財産運用収入で 3 億1,600万円を、第21款寄附金、第 1 項寄附金で1,600万円を、第25款市債、第 1 項市債で22億7,200万円を増額しようとするものでございます。

4 ページを御覧ください。

3 歳出予算の説明でございますが、第 9 款土木費、第 1 項土木総務費、第 2 目土木総務費で800万円を、下段の表に参りまして、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路橋梁費で 3 億9,300万円を、第 2 目街灯費で 2 億8,200万円を、5 ページに参りまして、第 3 項道路橋梁整備費、第 1 目調査費で1,000万円を、第 3 目道路改良費で 2 億4,700万円を、第 4 目道路補修費で 5 億100万円を、第 6 目交通安全施設費で 7 億6,000万円を、6 ページに参りまして、第 4 項公園緑地費、第 1 目公園園街路樹費で11億500万円を、第 3 目有料公園等管理費で2,000万円を、下段の表に参りまして、第 5 項公園緑地整備費、第 1 目公園整備費で 3 億7,200万円を、第 2 目みどりの聖域推進費で 1 億5,500万円を、第 3 目緑化推進費で7,800万円を、7 ページに参りまして、第 6 項河川砂防費、第 2 目河川改修費で 1 億5,000万円を、第 3 目治山砂防費で 1 億6,500万円を、下段の表に参りまして第10款都市計画費、第 4 項街路事業費、第 1 目街路築造費で 5 億2,200万円を、8 ページに参りまして、第13款教育費、第11項社会教育費、第 2 目動物園費で 1 億4,900万円を増額しようとするものでございます。

9 ページを御覧ください。

4 繰越明許費でございますが、最下段、一般会計合計欄のとおり、139億700万円を工程調整等のため、令和 7 年度に明許繰越をしようとするものでございます。

10 ページを御覧ください。

II 予算第36号議案令和 6 年度神戸市駐車場事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1 繰越明許費について、2,500万円を工程調整等のため、令和 7 年度に明許繰越をしようとするものでございます。

続きまして、11 ページを御覧ください。

III 予算第40号議案令和 6 年度神戸市下水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

12 ページを御覧ください。

2 補正予算実施計画でございますが、収益的収入及び支出のうち、上段のア収入につきまして、第 1 款公共下水道事業収益、第 1 項営業収益で600万円を、第 2 項営業外収益で400万円を、下段のイ支出につきまして、第 1 款公共下水道事業費、第 1 項営業費用で5,700万円を、資本的収入

及び支出のうち、上段のア収入につきまして、第1款公共下水道資本的収入、第1項企業債で10億9,300万円を、第2項国庫支出金で12億200万円を、下段のイ支出につきまして、第1款公共下水道資本的支出、第1項建設改良費で23億1,400万円を増額しようとするものでございます。

13ページを御覧ください。

3収益的支出でございますが、第1款公共下水道事業費、第1項営業費用、第7目総係費で5,700万円を増額しようとするものでございます。

14ページを御覧ください。

4資本的支出でございますが、第1款公共下水道資本的支出、第1項建設改良費、第1目処理場建設費で5,900万円を、第3目汚水幹枝線敷設費で3,000万円を、第4目雨水幹枝線敷設費で2億5,000万円を、第6目処理施設等整備費で19億7,400万円を増額しようとするものでございます。

5債務負担行為でございますが、処理施設等整備につきましては、令和6年度から10年度までの期間において、限度額5億600万円を設定しようとするものでございます。

16ページを御覧ください。

IV第107号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件につきまして御説明申し上げます。

1本件の概要でございますが、本件は令和2年7月25日、西区玉津町水谷2丁目の本市管理の道路におきまして、相手方が歩行中、蓋が開いていた雨水桝に足がはまり負傷した事故につきまして、損害賠償額を決定し、またこれに伴い和解を成立させようとするものでございます。

具体的な事故発生箇所につきましては、県道小部明石線玉津中学校前の交差点北側の歩道上でございます。事故の原因につきましては、短時間に集中的な降雨により鉄蓋に強い水圧がかかり、鉄蓋がずれたことと推定しております。

3和解の内容の趣旨でございますが、本市は相手方に対して、本件事故により相手方が被った損害に対する解決金として700万円の支払い義務があることを認めるものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

V第108号議案市道路線認定及び廃止の件につきまして、御説明申し上げます。

認定する市道路線は、有野台209号線ほか14路線、廃止する市道路線は垂水里568号線ほか35路線及び土地改良事業に伴い廃止する市道路線でございます。

続きまして、請願1件について、お手元の請願文書表を御覧ください。

請願第4号神戸市緑の基本計画にのっとり、王子公園の自然環境を守ることを求める請願につきまして御説明申し上げます。

1つ目の神戸市緑の基本計画の観点から、王子公園の自然環境を守ることにについて御説明いたします。

神戸市緑の基本計画は、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進などに関して、緑の将来あるべき姿・目標・施策などを示したものでございます。本計画において、王子公園を含む神戸市のシンボルとなる公園における施策の方向性として、自然林や花壇など四季折々の美しい景観づくりを一層推進することや、民間の持つ経営ノウハウを生かしながら、さらなる魅力向上と利用者へのサービスや利便性の向上を図ることを掲げております。

また、本計画の理念を踏まえまして、2021年に策定した大規模公園ビジョンにおいては、神戸市の大規模な公園の未来の在り方を示しており、その中で公園施設の老朽化度合いや利用状況、立地特性、周辺環境の変化等を総合的に勘案し、大規模公園の価値のさらなる向上を図っていくこととしております。

これらの緑に関する上位計画やビジョンを踏まえ、王子公園再整備基本方針や基本計画を策定しており、今後、再整備を進めるに当たり、これらの方針や計画に基づき、王子公園における新たな原田の森の創造を目指し、緑地の保全や緑化の推進に取り組んでまいります。

次に、王子公園再整備基本計画が策定された現段階で、樹木の保存や移植、樹木伐採予定数、新たな植樹等の植栽計画を示すことについて御説明いたします。

現在、公園区域の再整備を行う設計・施工事業者を公募しているところであり、今後、事業者が決定した際には、公園区域や大学ゾーン側の事業者と協議・調整を密に行い、施設の整備範囲や工事ヤード等による既存樹木への影響等も踏まえ、樹木の保存や移植、伐採、新たな植樹等の具体的な植栽計画を定めてまいります。時期につきましては、設計や協議、調整の進捗状況にもよりましますけれども、内容が具体化した段階で速やかに公表させていただく予定です。

続きまして、41ページを御覧ください。

VI報告、2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約の締結についてでございますが、令和6年10月1日から12月31日までの期間における該当契約は、三宮北交差点改良工事（その2）及び中央区神戸港地方再度谷法面对策工事（その2）の2件でございます。

以上で、議案5件、請願1件、報告1件についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち建設局関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（外海開三） すみません、1点、危険木対応について質疑させていただきます。

道路のり面や公園樹木及び街路樹の危険木対応等に伴う補正として、一般財源より11億6,000万円が計上されています。昨年12月7日に神戸市中央区の市道で街路樹1本が倒れ、停車中の乗用車前部に直撃し、助手席側のフロントガラスが割れる事故が起きたばかりであり、全国的にも倒木事故が多発している状況にあります。市民の安全を守るためにも、公園樹木・街路樹の点検を行うことは大変望ましいことと考えておりますが、具体的なスケジュール並びに点検対象となる樹木の選定方法などについて伺います。

○奥野建設局公園部長 公園や街路樹の樹木の対応の件でございます。

全国的にも倒木や枝折れの事故が多く発生しておりまして、この大木化した、老木化した樹木への対応が課題となっております。そうした中、本市におきましても、昨年12月7日に、中央区の市道花時計線——これ大丸の北側になりますが、街路樹の倒木がございました。車両を破損する事故が発生いたしました。また、同月23日には、中央区の大倉山公園で公園樹木が倒れるという事故が発生いたしました。今回の倒木事故を踏まえまして、道路や公園の安全な利用や快適性を確保するため、樹木の点検、それから計画的な伐採を進めていく、そういった次第でございます。

具体的に、まずは街路樹に関して申し上げますと、これまで目視——目で見た点検を中心に進めてまいりましたが、今回の倒木につきましては、樹勢——木の勢いとか、枝葉ともに大きな異常が見られませんでした、予見することができなかったものでございます。そのため、このたび

行う点検におきましては、根元とか幹の穴空きの箇所へ検査棒を挿入したり、木づちでたたいて打診検査を行ったり、それからそういった見た目以外の点検項目を重視して点検を行っていきたいというふうに考えております。

点検の対象といたしましては、市内街路樹、高木約11万本ございます。この全数を対象とする予定でございます。現在、職員による緊急点検をもう既に着手しておりまして、これまで約1,300本の点検を実施しております。そのうち倒木の危険性があり、緊急性が高いと判断した約30本については、もう既に伐採を終えております。今後とも点検と優先度に応じた伐採を進めまして、令和8年度末までのおおむね2か年で必要な樹木の伐採を進める予定でございます。

それから、公園の樹木でございますが、これにつきましては本年度、樹木の点検を一斉に行っております。その結果、約1万1,000本を伐採するというふうに判断しております。これまで優先度の高い約3,000本の伐採を既に終えております。引き続き伐採を進めまして、令和8年度末までに作業を終える予定でございます。

それから、先ほど申し上げました大倉山公園での事故でございますが、これはちょっと勾配のついた擁壁の上の、斜面の上の樹木が道路に倒れたものでございます。これを受けまして、道路や民家に隣接して、擁壁の上にある、そういった立地条件にある樹木など、倒木したときのリスクが高い樹木につきまして、令和7年度中――6年度から7年度にかけて調査いたしまして、優先度に応じて順次伐採をしていきたい、このように考えております。これらの点検や調査を踏まえまして、倒木リスクの高い樹木の洗い出し、それから伐採に努め、安全確保に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

○委員（味口としゆき） 1つは交通安全施設費のところで、駅周辺整備事業等で、バス停の上屋を前倒しで改修するんだというのがあるんですが、具体的にはどういう所なのかお示いただけますか。

○原建設局副局長 バス停の分につきましては、本来、交通局等、交通事業者が占用物件として上屋を整備いたしまして、バスを御利用になる方へのサービスを行っているところでございます。一方で、駅前周辺でありますとか、都市内におきましては、道路施設といたしましてベンチとセットでそういうバス停の部分に上屋を設置いたしまして、バス待ちのお客様のサービス向上等に努めてまいりたいというものでございます。

○委員（味口としゆき） もうちょっと詳しく教えてほしいんですが、3,600万ついているのは、具体的な箇所というのはどういうところにあるんですか。

○原建設局副局長 予定してございますのは旧居留地等、市内の市街地におきまして、バス停の所にベンチとセットで、そういった上屋を設置する予定でございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと来年度の予算にも関わることなのかもしれませんが、駅周辺の上屋はすごくきれいになるという印象を持っているんですが、地域のバスを待っておられる人は、特に夏の日、暑い日とか、それから雨の日に、やっぱり屋根がない所、まだまだいっぱいあると思うんです。そういうことには交通局と相談しながら、建設も頑張っていただけるんですかね。

○原建設局副局長 このたび予定してございますのが、駅周辺以外に地域の市街地において、非常に乗降客の多いような所を中心に、駅前以外の所にも設置していこうという事業でございます。

○委員（味口としゆき） その基準というのは、今言われたように乗降客が多い所に限るんですか。

それとも市民の要望があれば、いろいろ応えてくれるというふうに考えていいんですか。

○**原建設局副局長** もちろんそこは景観の形成でありますとか、市民の皆様の利便性でありますとか、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○**委員（味口としゆき）** 分かりました。やっぱりね、夏の暑さは、ちょっともう今大変になっているので、ぜひ設置箇所を増やしていただきたいなと思ってます。

それからもう1点、街路築造費の問題では、神戸三田線と合わせて須磨多聞線の問題が入っていると思うんですが、これ具体的にどんなような話なんですか。

○**原建設局副局長** 現在、契約をしております須磨多聞線の橋梁上部工の製作・架設に要する費用でございます。

○**委員（味口としゆき）** 何回かここでも言ってるんですが、大型車をはじめ、交通量の増大とか、それから陸橋があって南北が分断されるというような、そういう懸念を地元住民からも聞いているので、やっぱりそこは拙速にやるべきじゃないんじゃないかと私は思っていますが、いかがですか。

○**原建設局副局長** 須磨多聞線自体は、やっぱり西北神と市街地を結ぶ主要な道路でございまして、必要な事業として進めてまいりたいと思ってございます。今、御指摘いただきました大型車の問題でありますとか、地域分断の問題につきましては、引き続き検討を重ね、地域の皆さんと共に解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○**委員（味口としゆき）** 検討ももちろんしていただいたらいいんですが、最後言われた、やっぱり地域の皆さんの声をしっかり聞いていただきたいなと、これを要望して終わります。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますか。

○**委員（村野誠一）** 今のに関連してなんですけれども、バス停の上屋ですね。建設局が歩道の改修をする、そりゃ歩道の改修は必要なんです、建設局ががたがたとか、波打ちを解消するというのは、もうずっと以前から言っていて、これは大いに評価されるべきなんですけれども、それを地域住民から、バス停の上屋がある所の歩道のがたがたを改修してほしいと、例えば自治会等から言われると、当然、そりゃけがをすると、この損害賠償じゃないですけれども、管理瑕疵とか、道路の管理者としての責任を問われますから、そういった意味で改修するというのは大いに理解できるんですけれども、一方で、バス停の上屋は、まだその老朽化もしてなくて使えると。耐用年数がまだ十分にあるだけけれども、基本的には道路管理者である建設局の歩道に対して、占用の許可を得て上屋を設置させていただいてるという——交通局からするとね。だから、建設局が、ここの歩道を改修しますので、改修するためにはバス停の上屋を撤去してくださいと、こういうふうに言われて、当たり前ですけど撤去せざるを得ないわけです。

それが、例えば私の地元でも天神町の下バス停の上屋でそういう状態が起きまして、それは仕方がないです。しかし、じゃあ市民からすると、一旦なくなったバス停の上屋が、また設置されるのかということで問合せを受けて交通局に問合せをすると、やはり費用対効果、だから本来まだ使えたものを、結果的に撤去せざるを得なかったと。その撤去したものをそのまま簡単に設置できるのであればいいんですけれども、また一から、いわゆる基礎工事というか、設置をしないといけないので、物すごいコストがかかると。だから、やはり先ほど基準の話もありましたけれども、交通局としては、そこに積極的に上屋を設置すべきかどうかということで判断をせざるを得ないということで、市民からすると、今まであった上屋がなくなって、先ほどあったけれども、夏の暑い日に日陰にも入れないというような状態になるんです。

御承知のように、今、バス事業者——交通局は、バス事業はもうかなり厳しい状態ですから、

だから先ほど言ったように、本来はそのまままだ使い続けられたバス停の上屋が——これ建設局の都合とは言いませんよ——先ほど言ったように地域のニーズ、これがたがた、けがをするということがありますから、それは必要なんですけれども、そうするとやっぱり交通局としては、もう受け身なんです。それでもう一度、交通局のお金で上屋を設置してくださいとなると、やはり今回、交通局も値上げもさせていただいたんだけれども、値上げはしたわ、市民サービスは低下するわということでは、ちょっとやっぱり感覚的に市民からすると、単純に市民サービスが低下したということになるわけです。

だから、先ほど原さんが——建設局でバス停の上屋を設置していただけるのであれば、それは当然ありがたいわけですが、そういったところについては、基本的には建設局がお金を出しません、交通局で出してくださいという形になるというふうに聞いてるんです。だから、例えば全額出すかは別としても、まあその辺、建設局の、先ほど言った都合といっても、それは市民のニーズですから。しかし、それで交通局としてはまだ使えるものを撤去せざるを得なくなって、やはりまたそれだけのお金をかけて設置というのは厳しいと、今の交通局の財政ではというように、なところについては、建設局として設置する、または助成するとか、何かしら協力して、市民サービスが低下しないように考えていけないのかということをお伺いしたいと思います。

○**原建設局副局長** 歩道整備等に伴って、バス停の上屋の民設とかが必要になってくる場合だと思いますけれども、市民の皆様のサービスをいかに低下させないかというようなことにつきまして、交通局とよく協議をしてまいりたいと考えております。

○**委員（村野誠一）** ぜひお願いします。先ほど申し上げたように、市民からすると、単純に今までであった、まだ使えたものが、そういう事情で使えなくなって、もう今後ここは屋根がつけられません、つける予定がありません、お金が厳しいのでということ。これは、やはりちょっといかがかなと思いますので、私、今回、建設局に設置していただけるというのは、ちょっと初めて知りましたので——駅前については都市局であるとかね、駅の美装化とか、駅のリニューアルであるとか、駅周辺の改修の中でやっていただけるというのは聞いてましたけれども、ぜひそういった意味で市民サービスが低下しないように、特に今、神戸市全体としても日陰対策というのを、建設局もそうですけれども、ミストもそうかも分からないけれども、かなりもう酷暑になりますから、日陰、日陰ということをやってます。それから超高齢社会ですから、そういった意味で、ぜひ積極的にそういった、建設局の都合で撤去したような所については、より建設局が支援して、設置を推進していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

○**委員（菅野吉記）** 1つお聞きします。6ページの公園整備費の公園施設の改修等に伴う補正という中で、今、安全性を確保してボール遊びができる公園を増やそうとしておりますけれども、看板やボールフェンスの設置などを考えられるというふうにお聞きしたんですが、その選定とか優先順位はどのように考えられておられるのか、それだけちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○**奥野建設局公園部長** 今、委員から御指摘の公園の看板やフェンスでございます。まず、看板につきましては、老朽化している所、やはり公園の顔になる部分でもありますので、看板というのは。そういった所は優先的に付け替えとか、撤去とかしていきたいと思ってます。新たにつける場合、やはり1つは今風のピクトといいますか、今風のデザイン、神戸市が全庁的に統一したデザインで今決めております、そういった看板に順次取り替えていっております。

それから、あとボール遊びができる看板ということで、ちょっと大きめの看板です。ボール遊びにつきましては、どちらかというと多くの公園で禁止という意味合いの表示が多く掲げられております、現状。むしろ公園はボール遊びができる所でございますので——ただ一定のルールは必要やと思ってます。そういったことで、ルールを明示した上で、こんなことができますという、そういった意味合いの、考え方の看板に付け替えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても地域の合意といいますか、公園といいましても場所によっていろいろ大きい公園から小さい公園、町なかから郊外、いろんな公園がありますので、住民の皆様、公園管理会のある所もあれば、ない所もあるということで、子供たちが多く遊ぶ所もあれば、高齢者が中心に使っている所、いろいろありますので、そういったルールも大事やと思いますので、地域の皆さんと一緒に話し合いをしながらということなんで、ちょっと時間はかけることになりますが、やっていきたいと思います。

フェンスにつきましては、これもボール遊びの話と絡みますが、やはりボール遊びができるようなグラウンドを抱えた公園でございます。一定規模以上の公園になると、やはりボール遊び、サッカーとか野球ができる形になろうかと思えます。そういった所に関しましては、フェンスを新たに設置するとか、あるいはもう古くなったフェンスに関しましては、根元が腐って、ちょっともうやり替えすべき箇所が多々あります。今回の補正予算にもそういった場所を中心に、既にある所も新たに柵とかフェンスのやり替えを重点的に進めていきたいということで補正予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。そして、地域の中で、今おっしゃったように——そのとおりだと思います。公園管理会が割と看板の設置の部分でやっておられるところもあるので、もちろん地元の建設事務所との連動の中なんでしょうけども。やっぱり意思疎通というか、よくこれまではどっちかというと、ボール遊びはできないという状況の所もあったかと思えますので、その辺はできる、できないというのは安全性の担保、確保をしとかんと危ないので、その部分と、それとやはりボールフェンス、結構ない所——設置してもらいたいという声を地元、いろんな地域でもお聞きしたりしますので、その辺はあれですか、地元の建設事務所等々と連携を取りながらやらせてもろたらいいのか、その点だけちょっと確認だけさせてください。

○奥野建設局公園部長 やはり地域、身近な、いわゆる普通の公園に関しましては、やっぱり建設事務所が地域の実情を一番把握しておりますので、実際、工事発注とか、そういった住民様との対応も建設事務所が中心にやっております。基本的には建設事務所ということで、大規模な公園に関しましては、我々、本庁で直接担当しているケースございますが、そういった役割分担で進めていければというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。そういった形で、じゃあ丁寧に進めていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、予算第36号議案令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算について、御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（伊藤めぐみ） では、次に、予算第40号議案令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算について、御質疑はございませんか。
- 委員（味口としゆき） この汚水幹枝線敷設費にウオーターP P P導入可能性検討という文字が、何か括弧つきで入っているんです。これはまずどういう内容を検討しようとしているのか、お示しいただけますか。
- 樋野建設局下水道部長 ウオーターP P Pにつきましては、下水道分野における新たな官民連携手法といたしまして、令和5年内閣府から示されたものでありまして、内容につきましては、施設の維持管理、それから改築更新を合わせて長期契約しまして、一体的にマネジメントしていく方式でございます。
- この検討につきましては、污水管の改築に係る国費の支援につきましては、令和9年度以降、ウオーターP P P導入が決定済みであることが条件化されておりまして、これにつきまして我々どもも必要かどうかの検討をしまいたいと思っているところでございます。
- 検討の内容につきましては、前提となる諸条件の整理とか事業の枠組み——スキームですね、それからバリュー・フォー・マネーといいますが、算定いたしまして、また民間事業者の意向調査などを予算で予定しております。
- 委員（味口としゆき） 後でも触れますけども、やっぱりこういう問題について国費がつくからとか、今でも技術職員が減ってるという問題があって、やっぱり同時に技術職員がなかなか集められないという問題も顕在化している中で、バリュー・フォー・マネーというのかな、コストを意識して、やっぱり民間に任せるといって、それで事業のスキームができれば国がお金出すんだということで——渋々なのか、積極的にやっているのか神戸市分りませんけども、やっぱり下水事業の技術力の継承という点でも、慎重にやるべきじゃないんかと私は思っているんですが、その点、どう考えたらいいですか。
- 樋野建設局下水道部長 やはり安定した下水道サービスを持続的に確実に提供できるということが一番大事だと思っておりますので、当然、全てを民間という——ウオーターP P Pと考えておりませんで、大事なところはやはり官でしっかり見ていくという考えの下、官民連携でできる事業はやっていきたいと考えております。
- 委員（味口としゆき） もちろん、これ全部任せると、公共の仕事という一番大事なところが欠落すると思うので、それは慎重にするとは思いますが。じゃあ、今現在、検討するんだという段階だから示せないのかもしれないけど、こういう部分はウオーターP P Pでいいと考えておられることっていうのはあるんですか。
- 樋野建設局下水道部長 これからの検討になりますが、やはり日頃の維持管理、単純——単純と言ったらあれですけども、明確な維持管理作業、これは今でも包括管理として委託をかけておりますが、それに合わせて単純な改築事業、そういうのも足し合わせることもできるのではないかなと思っております。
- 委員（味口としゆき） 区役所の仕事なんかでも、そういう名の下に、重複的な作業は民間にみたいな流れがあるじゃないですか。しかし、さっきの倒木の問題1つ取っても、単純な維持管理の仕事の中で危険箇所を見つけたり、市民の安全を守る上で重大な問題が出てくるというのは、この間の経験からも明らかだと思うんです。ですから、単純な作業だからといって、そこは公共が担わなくていいという考え方には、僕、ならないんじゃないかなと思っているんですが、その点、いかがですか。

○樋野建設局下水道部長　引き続きになりますが、大事な、大切な部分は官でしっかり見ていきたいと思っておりますので、そこを含めて検討していきたいと思っております。

○委員長（伊藤めぐみ）　他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ）　では、次に、第107号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件について、御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一）　ちょっとこの際やから聞いておきたいんですけども、先ほどの説明で雨水桝の蓋が開いていたと。これ歩道の雨水桝というふうにおっしゃいましたかね。

○原建設局副局長　はい、歩道にございます雨水桝でございます。

○委員（村野誠一）　管理瑕疵によるものであると主張してと——相手方が主張されたわけですけども、訴訟を起こされたということで、もうこれ管理の瑕疵があったということは、建設局としては素直に認めて、いわゆる金額、その損害の金額を争ったのか、裁判所からの提示で和解したのか。だから、その状況については、相手方、蓋が開いてて、そこに足がはまったんだからということで、確かにそれはもう建設局の管理瑕疵ですというふうに素直に認めたのか。何か当初争っていたけれども、裁判所から、いやそれは建設局の瑕疵でしょうというふうに指摘があって、認めざるを得なかったのか。その辺、どんな感じなんでしょうか。

○原建設局副局長　事故の概要でございますけども、23時半という夜間に大雨が降ってございまして、その桝の下流部分が少し詰まっておったということで、上流から流れてきた水が行き場がなくなって蓋を押し上げちゃって、この蓋がずれて開いてしまったというような事象でございます。そこに足がはまって、具体的に言いますと、左の手首をけがされたという内容でございまして、蓋が開いていたことの原因は、その下流部分が詰まっておったというようなことで、その部分についての管理瑕疵につきましては、当初から認めているところでございます。

○委員（村野誠一）　これ700万円というかなり大きな損害賠償金を支払うと。ちょっと聞くとところによると障害なんかも残ったみたいなのも聞いておりましたけれども。ただ、その事象だけ見ると、過去も、また今後も起こり得るようなことなのかと思うわけです。ゲリラ豪雨もう当たり前のように最近は言われておりますし、ポイントは、だから再発防止。だから、これ毎回毎回、これだけ瑕疵があるからといってお金を支払って、はい、じゃあそれで終わりというようなことになっては困るわけです。

そういった意味で、国もよくありますけど、何かが起きたら緊急点検みたいなことをしますけれど、先ほどお話あったように、だっと集中的に雨が降るというような、もう恒久的に最近はあることで、そういった雨水桝とか側溝上の詰まり、たまにありますね、やっぱり落ち葉が詰まっているとか、この辺はどういうふうに再発防止とかほかの点検等、今後こういうことがないように、どういうふうに進めていこうとされているのかお伺いします。

○原建設局副局長　事故の後の対応でございますけども、同様に道路冠水が頻発するような箇所というのは把握してございまして、市内136か所ほど把握してございます。その箇所につきまして点検調査を行いましたところ、やっぱり土砂の堆積等があった所がございましたので、そういった4か所ですね、そういった所については土砂の撤去を行いましたし、蓋の形状につきましても、少し傷んでおったような所につきましては、補修を行ってございます。一般的に、やはり大雨に備えまして、そういった時期の前には、こういう道路冠水をよくするような所を中心に点検を適宜行ってまいりたいと考えております。

○委員（村野誠一）　ちなみに、今回の当該の箇所というのは、皆さんとしては以前からそういう危険性みたいなものを認識してたのか、その辺はどうなんですか。

○原建設局副局長　雨水がやっぱり1か所に集中してくるような場所であったという認識はしてございまして、注視をしていたところではございますけども、ちょっと夜間というようなこともあって、こういった事故に至ったという経緯でございます。

○委員（村野誠一）　とにかく再発防止はしっかりと努めていただきたいというふうに思います。

関連して側溝ですね、側溝もよく地域の方々から、一々はまったからといって、子供でもぼんとはまって、それでけがした、擦りむいた、脱臼したとか、ちょっとひねったで、すぐには訴えないですけど——私も子供の頃、側溝にはまったことは何ぼでもありますけれども——ただ、厳密に言うと、先ほど手首をけがした。だから、足がはまったけど、手をぱっとついて手首が何かなったと、で後遺症が起きたと。そりゃ側溝に足を取られて、そうやってけがをして訴えられるということはあるよね。側溝というのは、私、何度も側溝については今までやり取りしてますけれども、神戸市の建設局の管理の範疇ですから、側溝に足を取られたとか、側溝にはまったとかって、けががあって、損害を請求された場合は、やはりどうなんでしょう、蓋がかかってなくて足を取られた、はまってしまったというのは神戸市の責任になるんでしょうか。

○原建設局副局長　ケース・バイ・ケースだと思いますけども、やはり歩行者につきましても、通常の注意義務を怠って、側溝にはまっちゃったといった場合につきましては、やはりその方の責任であろし、本来、閉まっているはずの蓋が開いてたということで、通行人の注意義務以外の部分が問題であるということであれば、我々の管理瑕疵ということになるんだと思います。それは、やはり過失相殺等を含めまして、ケース・バイ・ケースだと考えてございます。

○委員（村野誠一）　これで、この側溝については、この107号についてはやめますけれども、私は以前から道路の幅員の問題もありますけれども、やはり原則、側溝は蓋がかかっているほうが望ましいと。それは、だからはまらないという、はまってけがをするリスクがないということであるとか、道路幅員が広がるであるとか、特に先ほど私も紹介しましたけれども、やはり子供っていうのはボール遊びとか夢中になってはまってしまうこともあります。それから、高齢者も含めてですけども、それが車が通る道路であれば、車をよけるときの後ろに後ずさってはまってしまうということもあります。また夜間とか雨のときとか、視界が悪くなってはまるということもあります。そういった意味で、できるだけやはり私は、この側溝というのは原則蓋をかけて、はまらないようにしていくべきであるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ、その辺、その方向で進む——これは私の要望ですけども、進めていただいて、特に市長も子供の外遊びというのを、今すごく力を入れておりますから、そういった意味で、外で安心して人が通行したり——道路は遊ぶ所かどうか分かりませんが、昭和の時代は道路で十分遊んでましたから、そういった意味で、そういう環境——安全な環境を推進していただきたいということだけお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ）　他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ）　では、次に、第108号議案市道路線認定及び廃止の件について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、請願第4号神戸市緑の基本計画にのっとり、王子公園の自然環境を守ることを求める請願に関して、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） この陳情者、まず情報公開請求の問題、ちょっとお聞きしたいと思っているんです。

それで、陳情者は去年の6月とか、去年の2月にも、王子公園再整備計画の下で伐採される樹木数について情報公開請求をしたと。当局は非公開なんだと。その理由っていうのは、一体どういうもんなんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 公文書公開請求に関する御質問でございます。

我々のほうで把握してますのは令和6年1月と4月の2回、公文書公開の請求を頂戴いたしております。これに対して非公開とさせていただいたところでございます。王子公園の再整備の具体的な内容につきましては、現在、事業者を選定する作業を行っておりますけれども、その事業者による設計の作業を進める中で、その内容が明らかになっていくものでございまして、現在、伐採本数に関しても、その中で算定していくということとしておりまして、現時点では伐採本数に対して決まったものはございません。

今回、市として非公開とした文書でございますけれども、この文書につきましては、非公開とした理由といたしまして、そのときの伐採の可能性のある樹木数、データを文書として作成したのは事実でございますけれども、そのデータが再整備基本計画を策定する以前の段階で、あくまで仮の想定でゾーニング等、建物の配置とか何も決まっていない段階で、内部検討として策定したものでございまして、精度が低く、実際の計画内容とは今後大きく異なる可能性がある、言わば調査・検討の過程の段階にある情報となっております。こうした、言わば未成熟の情報であるとか、事実関係の確認が当方としてもできていない情報を公開することになれば、自由闊達な検討ができなくなったり、市民の間に不正確な理解や、誤解・混乱が生じる可能性があることから、条例第10条第4項に基づき、非公開とさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員（味口としゆき） こういう文書なんですね、検討資料は非公開とすると。上記への情報は調査・検討中であり、意思決定の中立性が損なわれる情報であり、公にしないことが正当であると認められると。これは神戸市情報公開条例、今示された第10条第4号に該当してるんだというのが根拠になっていると思うんです。ただ、昨日の本会議での議案質疑で、これ第10条第4号が話題になってるわけです。

それで、今西副市長の昨日の答弁は、今般の取扱いは過去の神戸市情報公開審査会答申などを参考に判断したものでございますけれども、10数年が経過しておりまして、また近年、ますます情報公開の重要度は高まっています。中略しますが、今後、神戸市情報公開条例の本旨に即し、時代に合った情報公開の運用について、他都市の事例なども参考にしながら検討を行ってまいりたいと。副市長の答弁は、やっぱりできるだけ情報公開というのはやるべき立場に立って、昨日、発言されたんじゃないかと思ってまして、建設局もその立場で、調査・検討の過程であっても、そこで出てきたものは、意思を決定する過程で出てくる重要な文書であると。それを市民が求めているわけですから、当然、やっぱり出していくふうに変えていくのは当たり前じゃないかと思ったんですが、その点、いかがでしょう。

○小松建設局長 昨日の本会議の議論は、ある事業の公募事業者からの提案書の公開ということで、ある意味、確実に固まった資料に対しての見解で、本会議の中で議論があったというものでござ

います。その場合は、答申が10年以上前に出てますので、社会情勢の変化等がありますので、そういうことも含めて、今西副市長から検討させていただくと答えたものでございまして、今回の資料につきましては、我々が作業をやる中で検討した資料でございまして、精緻というか、正確性が非常に乏しい資料でございまして、やはりそれぞれの情報公開を希望される資料の内容によって、その辺は判断していくべきものであると考えてます。

以上です。

○委員（味口としゆき） しかし、実際には、その調査・検討している過程で、それを基に事業者とは話し合っていくわけなんです。何か分からないけどもやってくれというわけじゃないんだから、やっぱりその過程で出た文書については、そういうただし書きが——決してね、これが決定ではありませんと書けばええだけの話ではないかと思うんですが、それでも何でそんなに情報公開を阻むのか、ちょっと僕は理解し難いんですが、いかがでしょう。

○原田建設局王子公園再整備本部長 一定、市としての考え方をきちっと整理をした上で、しかも根拠に基づくデータであれば、検討途中の段階でも必要に応じて、場合によってお出しすることは可能な場合もあるかも分かりませんが、今回、我々が保持している文書につきましては、その辺りの成熟度が極めて低い段階のものでございまして、その辺り、市民の方にかえって御迷惑をおかけするようなデータの提示というものは、差し控えるべきであるというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） そんなでたらめな根拠もないような内部資料で検討を進めているということなんですか。そもそもこの第10条第4号というのはどういう規定なのかと言いますと、公にすることにより市民の間に著しい混乱を生じさせ、また特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすと認められるものは駄目なんだって言ってるんです。今回の王子公園の再整備の伐採計画っていうのは、公にすれば著しい混乱が市民の間で起こって、不利益が地域住民に及ぼすもんなんですか。だとすれば、僕はそんな計画、やめるべきやと思うんですよ。そうでないんだっていうんだったら、きちっとやっぱり示すべきではないかと思うんですが、その点、どうでしょう。

○原田建設局王子公園再整備本部長 やはり事実——エビデンスがまだ確定してない段階で、頭の整理、それから内部検討で策定したものでございまして、そこがやはり行政として、責任ある立場としてお出しするということは、提出した市民の方に対しても誤解を招いたり、不正確な情報をお渡しすることにつながりますので、その辺りは今後の混乱といいますか——にもつながっていくというふうに考えておりますので、不開示とさせていただきます。

○委員（味口としゆき） その答弁、ちょっと僕、ほんまおかしいと思うんです。エビデンスもないような内部調査とか検討を、あなた方は重ねているということなんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 伐採本数につきましては、やはり公園の中でこういった建築物がどの位置に、こういった規模で、樹木との位置関係、そういったものが明らかになった段階で、ようやく1本1本丁寧に丹念に見ながら、どの木は残せる、どの木は伐採せざるを得ないというものを調査・検討していくものでございまして、それがまさに今後、精緻な作業を行っていく予定でございまして。

それ以前の——おとしですか、令和5年度ぐらいに策定したその文書につきましては、非常に粗い段階で内部検討として策定したものでございまして、そういった外部にきちとした形でお示しできるような、その段階でまだ事実関係も明らかになっていない段階で策定したもので

ございますので、そういった意味でのエビデンスはないと申し上げたつもりでございまして、その段階での検討した結果というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

- 委員（味口としゆき）　そこにね、やっぱり原田の森に対する皆さんの姿勢とか、公園に植わっている樹木に対する姿勢が表れている答弁だと思っているから、これ何度も言ってるんです。まさに大学誘致ありきで、結果、いいじゃないかと。精緻に決めてないことを、何で計画として進められるのかと。私は、今のは本当に無責任な答弁だと思うんです。それで、そこにやっぱり樹木に対する皆さんの姿勢が表れてるし、同時にもう大学への売却も決まり、実際にプールは壊し、工事を進めている中で、いつになったら精緻なものを皆さんは市民に示すつもりなんですか。議会に示すつもりなんですか。それはもうきちっと答えてください。
- 原田建設局王子公園再整備本部長　現在、公園区域の再整備を行う設計・施工の事業者の公募をしているところでございまして、今後、事業者が決定した際に、公園区域であるとか、それから大学ゾーンの事業者、そういった方々と協議・調整を行いながら、施設の実際の整備範囲であるとか工事ヤード、それから工事車両の進入ルート、そういったものを様々勘案しながら、既存樹木との関係性、影響等も踏まえまして、樹木の保存や移植、伐採、それから新たな植樹、そういったものの具体的な植栽計画を定めていくこととしておりまして、時期につきましては、その辺りの設計や協議の進捗にもよりますけれども、ちょっと今、明示——明らかにいつということは申し上げられませんが、計画が具体化した段階で速やかにきちんと公表してまいりたいというふうに思っております。
- 委員（味口としゆき）　それについてもちょっと、協議する相手、間違っていると思ってるんですよ。あなた方がまず協議しなければならないのは市民なんですよ。これだけの木を切っていいんですかと、原田の森をこんだけ切りますっていうのは、事業者と調整する前に市民に情報開示する。公園っていうのは事業者のもんじゃないんです。そうでしょう。市民のもんなんでしょう。だったら、はっきり申し上げて、今の答弁だと、固まってから言ってね、それは市民にどう開示して、市民がそこで不服だと言え、変えられる余地はあるんですか。だから、まず神戸市としてはこういう計画で、これぐらいの伐採は致し方ないと思っていると。その代わりにこの木はこうなりますというのを市民にオープンにして、やっぱり市民の納得づくでやらないと、そこがずっと欠落していくんですよ。あとは事業者との協議って、そんなことは公園の本来の趣旨からいっても僕は違うと思いますが、いかがですか。
- 原田建設局王子公園再整備本部長　事業者の協議といいますのは、いわゆる設計を進めていく上で、市の考え方もきちっとお示しする中で、伐採のエリア範囲であるとか、本数であるとか、それから移植・新植、そういったものの考え方というものを市民にお示しする場合でも、その辺り、きちっと根拠を持ってお示ししないことには、中途半端な状態のものをお示しするわけにはいきませんので、その辺りはきちっと設計者と協議をして、それをきちっと公表するという意味で申し上げたところでございます。
- 委員（味口としゆき）　では、お聞きしますけども、とどのつまりに今なってるじゃないですか。もう土地売却も決まり、それぞれのところも進めていくんだとなってる。そのことについて予定ではいつあなた方は市民にそれを公表し、どういう形でそれを市民に問おうとしているのかお示してください。
- 原田建設局王子公園再整備本部長　樹木の伐採であるとか、新植であるとか、そういったもの、

いわゆる緑化計画・植栽計画につきましては、当然、施設配置計画とかそういったものと不可分、密接な関係にございますので、その辺りを合わせた形で——あと今後のスケジュール、そういったものをきちっとまたホームページ等で公表させていただくとともに、その内容によって、例えばアンケートを取ったりとか、ネットモニターの活用であるとか、必要に応じてそのエリアで影響する方々への説明会の開催であるとか、そういった市民意見を聴取する機会を定めていくよう検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） 今日とはそこまで触れませんが、都市公園法の逐条解説では、やっぱり公聴会というのはやるべきだっていう立場で国交省も書いておられると思うんです。それで、原田の森とか樹木の問題というのは、御近所の方はもちろんですけど、これ広くやっぱり市民に意見を問うべき問題だと思っているんです。これはまた本会議でやろうと思っていることだけど、緑の再生なんていうのは、市長の3大再生の1つに入るぐらいの分野の、市民的にはやっぱり問う問題なので、これは一部のアンケートとか、一部の説明会に終わらせず、やっぱり市民にきちっと開示し、市民から意見聴取すると、そこはやってくれますね。

○原田建設局王子公園再整備本部長 王子公園につきましては、神戸市域のみならず、他地域からも幅広く御利用いただく総合公園という——種別でいいますと——であることから、公園全体の設計に係ることにつきましては、広くホームページに情報を掲載して、その上でこういった形で意見を聴取するかについては、今後、検討していきたいと思っております。

○委員（味口としゆき） 厳重に言うときですけど、ホームページの開示だけでは駄目ですよ。それだけのことをやっぱりやって、これだけの市民の意見が出てるっていうことを、やっぱりしっかり当局としては受け止めていただきたいと思ってます。また検討した内容は、どこかの時点でお示してください。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

○委員（村野誠一） また今の部分に関連して、先ほど御紹介いただいた昨日の本会議の情報公開請求の質疑というのは、我が会派の新しい自民党の岡田議員が、指定管理の指定の件で、議会が審議する前に事業者がどういう提案をしているのかということを、我々議員が分からなければ判断のしようがないじゃないかという、ごく当たり前の——だから出すべきだと、審議のしようがないじゃないかと。今西副市長のあの答弁ですよ。もう本会議場でも、もう縦に首を何度も何度も振って。その後、我が会派のところにも連絡があったようです。だから、これ見直しますよ、間違いなくね。

とにかく私は、この王子公園については、推進というか、別に反対する立場ではありません。今回の先ほどの皆さんの答弁で、きちっとまた事業者としっかりと検討をして、固まった時点で公表しますというふうにおっしゃっているので、それは評価はするんです。ただ、私は一般論としてというか、議会とか市民が、やはり先ほどもちょっとあったけれども、判断するタイミングでその材料が提示されないと、判断のしようがないということなんです。だから、今後、やはりその皆さんが固まった、これで行きますと言ったときに、それはもう後戻りはできませんと、もう変更はできませんっていうことでは、これはやっぱり不誠実だと思うんですよ。やはり市民や議会が、皆さん方の計画に基づいて、これはちょっと切り過ぎだろうとか、あっ、これだったらいいんじゃないかとか言って、そこでやはり改善の余地がある段階で情報を提供する。それは、やはり市民もその余地があるときに開示の請求をしたり。

だから、皆さんとしては、先ほど言ったように、これ神戸市全体としては運用を見直しますから、今まで何か恣意的に、これ事実として、できるだけ出さないような運用をしてきたと思います、これ私も長年議員やってますけれども。だから、やはりそういうことはやめようということで改善されていく。これ、あと各局の体質にもよりますよ。だから、建設局がよりそうだと私は言いたくはないけれども、やはり建設局は建設局で、この運用を、どうそれを積極的に運用していくのかというのは、局として問われますから、そこはやはり積極的に市民や議会に情報をできるだけ原則出していくというのは、これ法律、それから条例の趣旨そのものですから、その辺を改めて認識していただいて、今後、議会に、市民に、情報を提供していただきたいと。しかも、求められたものについては当然ですけれども、しっかり、どうしても出せないもの以外については原則出すということで、しっかり出していただきたいと思いますけれども。

何度も言いますが、とにかく判断ができる材料というのは、やはり出していただきたい。それは判断する側からすると、当然のことだろうと思いますから、それは言っておきたいと思います。だから、それを出さないということになると、また本来であれば私も賛成すべきだけど、それはおかしいだろうというふうになってしまうんです。それを出さないというのは、ちょっと恣意的ではないかとか、都合の悪いようなものは出さないんじゃないかとか、これはやっぱりちょっと別の部分で納得し難いというようなことになってしまいますから、その辺については申し上げておきたいと思いますが、何か局長なり副局長なり、御答弁あったらお願いします。

○小松建設局長 先ほどから申し上げてますように、現在の作業状況としては、設計・施工事業者を決める作業をやってございまして、この業者が決まり次第、例えばスポーツ施設とか、そういった箱物関係、建物関係の配置とか、そういったものを決めていったり、公園のしつらえもたくさんの方に使っていただけるような子供さん用の広場とか、それから大人の方もくつろいでいただけるような憩いの広場とか、そういったものを造るとか、エントランスでどういったものを造るとか、シンボルプロムナードを造るとか、いろいろ基本計画でお示ししているところを具現化していきますので、その中で、先ほども原田本部長のほうが申し上げましたが、今、建物の配置も精緻にシビアに決まっていけないのに、どの木が定植するかまで分かりませんので、今はそれが提示できないと申し上げてございますが、そういったものがはっきりすれば、この木が定植する・しないは明確になりますし、あと工事の施工方法とか、工事ヤードはどうしても土地の高低差とかもあるので、どれぐらいの工事ヤードで、例えば土を掘るとか、そういった作業が必要であるとか、そういったのも施工方法とかにも絡んできますので、そういった建物の配置、施工方法、それから施工ヤードをどう取るかみたいな、そういうところがはっきりしましたら、明確にお示しできるものはできますので、それについてお示しをさせていただくというふうに考えてます。

味口委員、それから村野委員が言われましたように、確定したものではないかということですが、建物の配置が大幅に変えられる——基本計画でゾーニングも決めてますから、大幅に変えるということはもうあり得ませんけれども、いろいろ工夫で建物の配置を多少変えるとか、施工範囲とか施工ヤードをどう取るというのは、最近の施工技術の進展とかもございまして、違う工法でやればこうなるとか、いろいろ工夫ができる場所もありますので、そういったところもしっかり踏まえて、市民の方の御意見も踏まえながら、今後やっていきたいと考えてます。

以上です。

○委員（村野誠一） 丁寧な御答弁をいただいて納得させていただきました。ちなみに須磨の海浜

公園でも、白砂青松の松の取扱いというのは議論になったんですね、当時、建設防災委員会だったかな—— 忘れちゃったけれど、私も入ってました。須磨区のたくさんの各会派の議員さんがいて、私はそもそもあそこの須磨海浜公園は最終的に議会で7割は残すんだというような足かせをかけたんですね、これは私はそれに対しては反対した立場ですけども、市民の強い思いや議員の多数で、いや7割は残せ。だから、初めに本数ありきの議論が固まってしまったんです。それは、やはり市民が白砂青松の松という—— 今回も市長の説明にもありましたけれども、オールドタウンの中でも須磨の海とか山は先人がずっと守ってきたんだというね。だから、やはりかなり松とか緑に対する思い入れも強いという中で、やはりそういうことで、もう7割以上切るのは駄目だということにかせをはめた。だから、これも1つのやり方です。

王子公園の樹木については、私は当該議員ではありませんから熟知してませんので、どうあるべきだということは分かりませんが、しかし、やはりこの樹木とかについて思い入れがある方々というのは、恐らくいらっしゃるんだろうというふうに思いますから、そういった意味では、できるだけ丁寧に議論をして、王子動物園のこの大きな計画を前に進めていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 委員（岩谷しげなり） 先ほど来、樹木に関する整備計画を現段階で公表すべきなのか、それとも確定した段階で公表すべきなのかという議論がありましたけれども、確定した段階で市民の方にしっかりと公表されるというふうに、さっきおっしゃってました。その際に、やっぱり市民の—— 御不安に思っている方も多いと思いますので、これは黒田副市長、森林保全の専門家ということで、何か昨年から出前トークというものを市長室で開催されていると。直接、黒田副市長が市民の方のところに出向いて、いろいろ森林保全について、樹木の保全とかも含まれると思うんですけども、お話をされるという企画があると思いますので、ぜひともそういうのも活用していただきたいと思うんです。

先日、我々、議員厚生会で黒田副市長から森林保全の講義を受けました。単に自然というものも放置させていていいのかといたら、そうではないと。やっぱり人の手もある程度入れていかなきゃいけないと。今日の委員会でも冒頭のほうで、今、樹木の安全性とかそういうのも問題になっている中で、やっぱり一定程度、人と自然がどのように共生していくかというのは、日本全国大きなテーマとなっておりますし、あわせて今、東京のほうに目を向けますと、明治神宮の樹木の伐採・植栽、これも大きなテーマとなりました。

黒田副市長が副市長に就任される前に、朝日新聞で明治神宮の件について、黒田副市長、どのように市民と歩み寄るかということ、これインタビューでも答えてらっしゃるんです。ですので、せっかく黒田さん、副市長に就任されたわけですから、公表される段階で市民に歩み寄るためにも、こういう出前トークをぜひとも活用していただきたいんですけども、その点についていかがでしょうか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 王子公園の緑化の方針であるとか計画を考えていくに当たって、黒田副市長のほうにも指示を仰ぎ、一緒にこの議論に参加していただき、我々もいろんな指示をいただいております。その中で、委員御指摘のように、やはり都市における緑の在り方というもののについて、過去の御造詣も非常に深い副市長でいらっしゃいますので、そういった知見を大いに学ばしていただきながら、緑化計画の策定に邁進してまいりたいと思っております。出前トークのお話もいただきましたので、その辺り、また副市長のほうにも御報告

させていただきまして、こういった形で対話であるとか、議論を深めていくためのやり方、その辺りについても相談させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、建設局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、この際、建設局の所管事項について、御質疑はございますか。

○委員（村野誠一） 建設局の所管かどうか分からないので、事前に係長さんに、ちょっと調べていてくれないかというふうに申し上げたんだけど、回答いただけてなかったんで、しあわせの村なんですけれども、しあわせの村は福祉局と建設局が施設を管理してて成り立ってるんですけど、以前から私申し上げてる駐車場であるとかのキャッシュレス化ですね。あそこはゲートがあるんですけども、しあわせの村については市長もすごく力を入れております。子供と行ったら無料にするとかね。

シルバーカレッジのほうから入るゲートなんですけど、あそこが現金なんです、まだ。だから、そこがちょっと福祉局が所管してるのか、道路の通行、道路上にあるゲートなんですけれども、建設局なのか分かりませんが、これ、建設局であれば早くキャッシュレスに改善していただきたいんです。高齢者が特に使う、また障害者が特に使う施設で、やっぱり今、建設局さんがいろいろ進めてくださっている駐車場の、やっぱりクレジットカード、キャッシュレスになったとか便利なんです、カードでぴっとやるだけで。一々財布を開けて、小銭を出して、小銭が落ちてしまったからというて車から降りるようなこともない。だから、速やかなんで後ろも渋滞することもないわけです。特に障害者とか高齢者ですから、そういった意味でカードでぴっと決済できると、すごく便利なわけなんですけれども、たくさんの方が使う施設ですから、そういった意味でどうなってるのかと思いましたので、ちょっと質問させてもらったんですが、いかがでしょうか。

○奥野建設局公園部長 しあわせの村でございますが、委員、今御指摘のあったように、しあわせの村に関しましては、福祉局と建設局、エリアを定めて役割分担して管理しております。ちょっと質問とは直接関係ないんですけど、福祉局はああいふ施設関係、高齢者施設や病院、それから障害者施設を中心とした南側のゾーン、建設局はいわゆる園地で、いろんなスポーツ施設を主に担当、北側エリアを担当しております。道路なんかはお互い協力して、園内の道路なんかはやっておるんですが、ゲートに関しましては一応役割分担上、福祉局でございます。ただ、福祉局と建設局で共同して駐車場運営をやっております。補修した場合も、それぞれ役割分担はあるんですが、一緒に協議しながらやっております。

今、1回現金500円ということで現金のみになってます。もちろん無料のいろんな——1時間無料とか、子供がおる世帯は無料とか、ちょっとこれも窓口に行くととかあるんですけど、一般的には500円ということで現金のみになっております。公園に関しましては、しあわせの村も基本的に公園ですんで、今、順次公園の駐車場、キャッシュレス化をやっていっております。できている所と、まだできてない所、正直ございます。ただ、大きな流れといたしましては、委員御指摘のようにキャッシュレス化は必要でございますので、順次やっていく、その中でしあわせの村についてもキャッシュレス化については検討といいますか、できるだけ早くできるようにして

いきたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 委員（村野誠一） そうしたら福祉局と連携して進めていただきたいと思います。市内でいろいろと優先順位はあると思いますが、あそこはやはりたくさんの方が利用されているところですから、利用率が高いと思いますので、ぜひ優先——もう以前から大分このキャッシュレスは言ってますから、ぜひ進めていただきたいと、改善していただきたいということをお願いしておきたい。500円だったらいいんですけど、あれ各種割引がすごく充実してまして、割引なんかいくと250円だったりすると250円を、現金を財布から探さないといけないわけです。だから、ぼろんと落としてしまうと車から降りて、そして後ろ、またもたもたやっとなんというようにということにもなりかねませんから、そういった意味では、ぜひ早急に進めていただくようお願いをして終わりたいと思います。

以上です。

- 委員（味口としゆき） 埼玉県八潮市の県道陥没事故の問題について、ちょっと本市の取組も教えていただきたいということで質問させていただきます。

やっぱりインフラの老朽化がもたらす危険とか、住民への影響の大きさ、これは埼玉の件で示されたと思って、下水道管の標準耐用年数は50年で、特に腐食のおそれ大きい箇所は5年に1回以上の点検を求められていると。しかし、この八潮の場合は、'21年度の点検で、直ちに工事は必要ないと、こう判定したところがこうなったということだと思うんです。

それで、これ、事故を受けて、神戸市でも点検の期間とか方法の見直しとか、老朽した下水道管への対策はやっぱり必要なのではないかと、素人目に感じてるんですが、その点、いかがでしょうか。

- 樋野建設局下水道部長 このたびの埼玉県の陥没におきましては、多くの市民の皆様が不安を感じておられるということもございまして、まず陥没事故があった以降、緊急点検といたしまして、同様の——同様というか、埼玉県のはかなり大きいんですが、大きめの管の緊急点検をしております。現在のところ、今日の点検において、大きな事故につながるような不具合は発見されておられません。

先ほど、市議が言いました耐用年数50年というのは、50年と定めたものですが、実際はかなり長くもちますので、我々は日頃からの調査・点検、緊急点検を今回行いましたが、緊急点検以外に日頃から調査・点検を行っておりまして、やはり使えるものは使う、悪いものは補修する、それから計画的に改築していくという形で事業を実施しているところでございます。

- 委員（味口としゆき） 分かりました。それで、今日ちょっと質問したいのは、国は緊急点検をやれとか言うんだけど、財政措置も含めて、やっぱりもうちょっと国の支援が僕は必要なんではないかと思ってるんですが、例えば点検を繰り返し行っているんだと神戸市でも言われたんだけれども、この点検費用というのは、国からの補助とかいうのはどういうふうになっているんですか。全額補助してくれるんですか。

- 樋野建設局下水道部長 基本、維持管理に関する部分には国費は入らないんですが、調査につきましては、改築を伴うとか、老朽化対策に伴う調査につきましては、要件があるんですが、ちょっと私、手元にありませんが、一定の管が大きいとかであれば調査の補助にはなっていると思います。

- 委員（味口としゆき） 実際は、でも維持管理のためのこの費用も含めて、もう少し僕は国が持

つべきなのかと思っているんです。

それから、国の防災安全交付金ですね、これまあ神戸市も増額要求してたと思うんですが、神戸市の要求額に対して、実際はどれぐらい入ってきてるんですか。

○樋野建設局下水道部長 各都市、国に対して国費を要望するわけですが、例年7～8割です。

○委員（味口としゆき） この7～8割なんだけども、足りない部分が出てきているということだと思うんです。それは神戸市で十分に補填できるだけの予算はつくものなんですか。

○樋野建設局下水道部長 補助事業につきましては、計画的に実行する部分が多いものでございますので、国費がつかない場合は、計画的ですから早急ではございませんので、次年度に送る形で、また補正で要求するというような形で実行しております。

○委員（味口としゆき） はい、分かりました。

それからもう1つ、さっきの話ですね、インフラの維持管理費の補助対象の拡充、これもやっぱり必要だと思っているんですが、市としてはどういうところの維持管理費の補助対象というのは増やすべきだとか考えておられることはあるんですか。

○樋野建設局下水道部長 繰り返しになりますが、日常の維持管理というところでは、なかなか難しいと思っていますので、やはり市議も言いました調査する部分で対応していただきたいと、支援いただきたいと思っているところがございますので、やはり我々どもも要望していきたいなと思っております。

○委員（味口としゆき） これで終わりますけれども、いわゆる要求額に対して7～8割の交付金なんだということなんですが、結局、計画的にということは修繕の先送りとか、計画の先送りっていうことになって、市民の安全とかそういうところにやっぱり不具合が起きないようにするべきかと思っているんですが、そういう心配はないと考えていいんですか、どうなんですか。

○樋野建設局下水道部長 ちょっと繰り返しになりますが、平時から調査・点検をいたしまして、やはり悪い所、根本的に全面やり替えないといけないというような、そういう不具合の場所は今のところございませんので、今の段階では早期に発見して補修をしていくと。で、計画的に大規模にやる必要がある所につきましては、その補修を見ながら国費を要望して事業着手してまいりたいと思っています。

○委員（味口としゆき） 御説明はそれで結構なんですが、結局、八潮市の場合も、そう言ったと思うんです。だって、直ちに工事は必要ないんだという立場に立ってたので。しかし、この事故を見れば、やっぱりそれはもうちょっと十分な予算と人的な配置も必要なのかなと思いましたので、それは意見だけ言って終わりたいと思います。

○副委員長（浅井美佳） すみません、駐輪場について1点質疑させていただきます。

その前に新神戸駅前・大倉山駅・荻藻駅の放置自転車等の対応、迅速に対応いただき、本当にありがとうございました。

さて、駐輪場についてなんですけれども、灘区では六甲道駅は地下タワー式駐輪場が整備されますが、王子公園駅・阪急六甲駅・灘駅では現在でも多くの駐輪場の定期待ちが発生していて、駐輪場が慢性的に不足している状況です。私としても増設すべきだと考えております。特に王子公園駅では地下タワー式の駐輪場の整備を検討されており、こちらは非常にありがたいお話だと考えておりますが、完成するのはまだまだ先でして、現在、既に2年も定期待ちで待っている方がいるなど、深刻な駐輪場不足が続いている状況ですので、直ちに暫定的な駐輪場を増設すべきだと考えますが、御見解をお伺いします。

○小松建設局長 阪急の王子公園駅、六甲駅、それからＪＲ灘駅、これは御指摘のとおり、たくさん定期待ちの方がいらっしゃって、御不便をおかけしていることは非常に申し訳ないと考えております。こういった駐輪場の収容台数が満たされていない駅は、既に我々も当然把握してますので、順次拡張できる所は拡張していっているところが実情でございます。ただ、駅の近傍で新たな用地を確保するとか、なかなかそういうのが難しくて、道路上の歩道の広い所で一部駐輪場を造るとか、公園の一部を使うとか、あと鉄道事業者の用地を借りて造るとか、そういったことでできる限りキャパシティの増に努めております。

阪急王子公園駅につきましては、今、副委員長御指摘のとおり、地下タワー式の駐輪場を計画してございまして、ちょっとまだこれ数年、当然、事業期間かかります。この間、阪急王子公園駅は何もしてこなかったわけじゃなくて、歩道上で駐輪場が造れるような所とか、公園の一部を使うとか、あと阪急の敷地とかも打診をしたんですけども、なかなかテナント等があってお貸し願えないという実情もあって、広げてないのが現状です。

地下タワーに行くまでに、まず地下タワーの建設地が、一応、王子公園駅の北側の、王子公園の敷地の一番東南角の原田の児童館の南側、あの辺りが適地であろうと考えてございまして、そうなりますと、今の道路上の北側の歩道にある駐輪場も全部撤去が必要になってまいりますので、まずそれをするための仮設駐輪場が必要ということになってきます。今考えてますのは、この仮設駐輪場をまずどこに造るかというところで考えてございまして、今後、王子公園のリニューアル整備工事が始まりますので、そういった中で公園の抵触しない部分を一部、ちょっと仮設駐輪場として利用して使うとか、それから阪急電鉄のほうも、常設ということではなかなかこれまで協議調ってませんけれども、例えば工事期間中の仮設で、期間限定でお貸し願えないとか、これからいろんな協議・調整をしていきたいと考えてますので、まずその仮設駐輪場を造るときに、できるだけ今のキャパシティを増やすような形で対応していきたいと考えてます。

以上でございます。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。本当に今おっしゃってくださったオプションを、もう全部網羅していただけると本当にありがたいと思ってます。今、２年待ちの方は、きっと地下タワー式ができる頃には、もう駐輪場要らないよっておっしゃる方かもしれないので、本当に暫定的なものを急いで造っていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

そして、お礼を１つだけ言わせてください。王子公園再整備基本計画の人材育成システムの構築について、こちら待ったなしでどんどん進めてほしいとかねてから私自身、お話ししていたんですけども、特に御局と行財政局に強く要望した会計年度任用職員の雇用形態については、人材確保の観点から、この４月から制度を改正して、再度任用する際の最長１年半の空白期間の要件を廃止いただくことになったと理解しております。特に動物園においては優秀な人材の確保並びに育成につながると期待しています。いろいろ調整いただき、本当にありがとうございました。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） ほかにございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、建設局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、次の水道局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時44分休憩）

（午前11時47分再開）

（水道局）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、ただいまから、建設防災委員会を再開いたします。

これより水道局関係の審査を行います。

それでは、議案1件について当局の説明を求めます。

藤原局長、着席されたままで結構です。

○藤原水道局長 ありがとうございます。水道局でございます。よろしくお願いいたします。

委員会資料の御説明の前に、まずおわびをさせていただきたいと思います。

このたび、市民の皆様からお預かりしている水道料金を、水道局職員が平成27年度から令和3年度にかけて、約1,000万円を着服・横領していたという、決してあってはならないことが起きていたことを確認し、横領した職員と当時の管理職に対して、令和7年1月31日付で懲戒処分を実施いたしました。失われた信頼を回復するために、職員1人1人が決して不祥事を起こさないという危機意識を高めること、そして特に管理職はマネジメント力を向上させる取組を引き続き実施することで、風通しのよい職場づくり、業務の見える化、業務改善を進め、決して不正が起きない組織づくりを進めてまいりたいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、着座にて資料の御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の委員会資料により、予算第44号議案令和6年度神戸市水道事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算議案につきましては、国の補正予算成立に伴い、財政措置が見込まれるものにつきまして補正しようとするものでございます。

以下、計数につきましては100万円未満を省略させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

第3条資本的収入及び支出で、資本的収入に2億900万円を追加いたします。うち1億2,100万円が国庫補助金、8,800万円が一般会計繰入金でございます。資本的支出に5億4,000万円を追加いたします。全額が建設改良費でございます。

2ページには建設改良事業概要補正を掲げております。

3ページには、補正予算実施計画を記載してございます。

資本的支出の内訳としては、奥畑一妙法寺連絡管整備事業などから成る基幹施設整備工事費に3億3,900万円、配水管整備増強工事に2億100万円でございます。

4ページには、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書を、5ページから7ページにかけて補正後の予定貸借対照表をそれぞれ掲げております。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

では、最初に予算第44号議案令和6年度神戸市水道事業会計補正予算について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、この際、水道局の所管事項について、御質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、水道局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、次の消防局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時51分休憩）

（午前11時54分再開）

（消防局）

○委員長（伊藤めぐみ） ただいまから、建設防災委員会を再開いたします。

これより消防局関係の審査を行います。

それでは、議案1件について当局の説明を求めます。（「起立、礼、直れ、着席。」の声あり）
栗岡消防局長、着席されたままで結構です。

○栗岡消防局長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案1件について御説明を申し上げます。

お手元の委員会資料2ページを御覧ください。

予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、消防局関係分につきまして御説明申し上げます。

3ページの1歳入歳出補正予算額一覧表を御覧ください。

1万円未満を切り捨てて御説明申し上げます。

補正予算額につきましては、歳入合計が1億1,968万円、歳出合計が4億3,904万円でございます。

2歳入予算でございますが、第18款国庫支出金において4,068万円を、第25款市債において7,900万円を増額しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

3歳出予算でございますが、第12款消防費、第1項消防費、第1目職員費としまして2億6,300万円を、第4目消防施設等整備費としまして1億7,604万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

続きまして、4繰越明許費について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

第12款消防費、第1項消防費において、合計欄にございますとおり4億1,377万円を工程調整等のため令和7年度に繰越しをしようとするものでございます。

続きまして、5債務負担行為について御説明申し上げます。消防ヘリコプターの更新につきまして、期間は令和6年度から8年度まで、限度額は26億3,483万円、救急情報システムの整備につきまして、期間は令和6年度から13年度まで、限度額は9,072万円で、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上で消防局の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち消防局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次にこの際、消防局の所管事項について、御質疑はございませんか。

よろしいですか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、消防局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。（「起立、礼、直れ。」の声あり）

委員の皆様申し上げます。

この際、次の危機管理室が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時58分休憩）

（午後0時0分再開）

（危機管理室）

○委員長（伊藤めぐみ） これより危機管理室関係の審査を行います。

それでは、議案1件について当局の説明を求めます。

筒井危機管理監、着席されたままで結構です。

○筒井危機管理監 危機管理監の筒井でございます。

それでは、着座にて御説明申し上げます。

お手元の建設防災委員会資料によりまして、議案1件について御説明申し上げます。

金額につきましては、1万円未満を省略いたしますので御了承願います。

資料の1ページを御覧ください。

予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、危機管理室関係分につきまして御説明申し上げます。

1 歳入歳出補正予算でございますが、表の最下段にありますように、歳入合計で3億8,800万円、歳出合計で10億3,507万円を増額しようとするものでございます。

2 ページを御覧ください。

2 歳入予算の説明でございますが、第18款国庫支出金、第2項補助金として5,000万円を、第25款市債、第1項市債として3億3,800万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3 歳出予算の説明でございますが、第2款総務費、第1項総務費として10億3,507万円を増額しようとするものでございます。

事業の概要でございますが、危機対応力の向上のため4億8,450万円を、防犯カメラ事業の推進のため5億5,056万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3 ページを御覧ください。

4 繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第1項総務費において防災士資格取得助成や避難所開設・運営等に係る費用につきまして、それぞれ翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

5 債務負担行為補正でございますが、気象庁による防災気象情報の見直しに伴う検討のため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額は170万円でございます。

以上、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち危機管理室関係分につきまして、御説明申し上げました。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち危機管理室関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 次に、この際、危機管理室の所管事項について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 特に御質疑がなければ、危機管理室関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、危機管理室が退室するまでこの場においてしばらくお待ち願います。

（午後0時2分休憩）

（午後0時3分再開）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） では、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第36号議案令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第40号議案令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第44号議案令和6年度神戸市水道事業会計補正予算について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第107号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第108号議案市道路線認定及び廃止の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第4号神戸市緑の基本計画にのっとり、王子公園の自然環境を守ることがを求める請願について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は不採択を主張いたします。

神戸市緑の基本計画及び大規模ビジョンを踏まえた再整備方針・計画が策定されていること、植栽等については、今後、計画を示すとの答弁を了として不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新の会は、結論を出さないこととします。

豊富な自然環境を有する本市にとって、いかに緑と関わっていくかについては極めて重要であります。そして、都市環境の維持や防災、景観等の観点からも、その重要性は増しており、神戸市緑の基本計画は着実に遂行される必要があります。その上で、管理コストや安全性といった種々の課題もあり、都市における自然の在り方については、環境データ等に基づいて、地域住民らと専門家を交えて建設的な対話を行っていくことが肝要であります。

そこで、市当局としては、王子公園再整備に伴う樹木に関する計画について、確定した段階で市民に公開することに併せて、森林保全の専門家である黒田副市長が実施している出前トーク等を活用し、当該計画の内実について不安に思っている地域住民らに真摯に説明されることを求め、本請願については結論を出さないこととします。

○委員長（伊藤めぐみ） 公明党さん。

○委員（門田まゆみ） 公明党は不採択を主張いたします。

理由といたしまして、王子公園再整備に当たっては、住民をはじめとする市民がなれ親しんで

きた原田の森への思い入れにも配慮し、自然環境や異常高温対策にも対応できるよう進めるという当局の説明を了とし、不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

陳情者が言われる神戸市緑の基本計画の観点から、王子公園の自然環境を守るというのは、まさに樹木伐採、これがメインになるわけですから、自然環境を守るっていうのは本当に当然だと思いますし、それから今日議論にもなりました計画をきちっと示すことというのは、これは他の議員からも言われたように、後戻りできない段階で公開されてもあかんわけなので、やっぱり現段階でもう計画も策定されているわけですから、現段階での公開は必要であろうと思いますので、採択を主張します。

○委員長（伊藤めぐみ） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来のほうは不採択を主張いたします。

まず、1個目の神戸市緑の基本計画につきましては、緑に関する計画やビジョンを踏まえ、王子公園再整備基本方針や基本計画を策定しており、今後、再整備をするに当たり、これらの方針や計画に基づき、王子公園における新たな原田の森の創造を目指し、緑地の保全や緑化の推進に取り組んでいくという当局の答弁を了とします。

また、2つ目のこの植栽計画につきましても、設計や協議・調整の進捗状況にもよりますが、内容が具体化した段階で速やかに公表する予定ということで、当局の答弁を了として不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 不採択です。

ただ、私も当局に申し上げましたけれども、今後きちっと選択が——判断ができるときには情報を出していただきたいということだけを申し上げておきたいと思いますが、基本的には具体的なものができたときに速やかに出すということですし、自然環境も守っていくということですから、不採択を主張いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は採択、不採択、結論を出さないの3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手多数であります。

よって、本請願は結論を出すことに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（伊藤めぐみ） 本日御協議いただく事項は以上であります。
本日の委員会はこれをもって閉会いたします。
（午後 0 時10分閉会）